

## 千代田区介護人材奨学金返済支援事業補助金交付要綱

30 千保高介発第 488 号

平成 30 年 12 月 3 日

### (目的)

第1条 この要綱は、奨学金を利用して 大学、専門学校等を卒業し、千代田区（以下「区」という。）内の介護施設等において介護業務に従事する者に対し、当該奨学金の返済に係る費用の一部を予算の範囲内において区が補助することについて必要な事項を定め、もって、区内の介護施設等における介護人材の確保・定着を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護施設等 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定等に基づく別表 1 に掲げる施設、事業所等をいう。
- (2) 介護福祉事業者 介護施設等を運営する事業者をいう。
- (3) 奨学金 介護福祉士その他介護業務に関する職に就くために国内の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）若しくは大学院の就学時又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、これらに就学する者が自己の名義で借り受けた資金で、別表 2 に定めるものをいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助の対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 区内の介護施設等を運営する介護福祉事業者と、1年以上の雇用期間（雇用期間の定めのないものを含む。）かつ1週間の勤務すべき時間数を 32 時間以上と定める労働契約を締結している者であって、介護業務に従事しているもの
- (2) 自ら奨学金を返済している者
- (3) この要綱による補助を受けた期間の通算が 10 年間を超えない者

### (補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、次の各号のうち、いずれか短い期間とする。

- (1) 補助対象者が奨学金を完済するまでの間
- (2) 第6条第1項の申請をした日の属する年度から 10 年度間（過去にこの要綱に基づく補助を受けているときは、その期間も通算する。）

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助対象経費は、区内の介護施設等において介護業務に従事している間の奨学金の返済費用(自ら返済したものに限る。遅延利息、振込手数料は除く。)とする。ただし、東京都介護職員奨学金返済・育成支援事業の適用を受けている場合は、その補助額を対象経費から除くものとする。

2 補助額は、区の介護施設等において介護業務に従事している間の月数に2万円を乗じて得た額を1の年度の限度額とする。

3 補助金は、次条第2項の補助金交付決定を受けた者が各年度末日まで区内の介護施設等で介護業務に従事した場合に当該年度分を交付するものとし、年度途中で退職した場合は交付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 出産、育児、病気又は家族の介護を理由として退職した場合
- (2) 第3条第1号の労働契約の雇用期間が満了した場合
- (3) 前2号のほか区長が相当と認める理由がある場合

(補助金交付申請及び交付決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別に区長が定める期日までに、千代田区介護人材奨学金返済支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の資料を添付し、区長に提出するものとする。

- (1) 雇用証明書(第2号様式)
- (2) 奨学金の貸与機関の発行する奨学金の貸与証明書又は区長がこれに代わるものと認めた書類

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助を適当と認めたときは、千代田区介護人材奨学金返済支援事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

3 区長は、前項の規定による補助金交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(実績報告及び請求)

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、別に区長が定める期日までに、千代田区介護人材奨学金返済支援事業補助金実績報告書兼補助金交付請求書(第4号様式)に次に掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

- (1) 交付請求の対象となる年度中に交付決定者本人が奨学金を返済したことを客観的に確認できる書類(交付決定者本人名義の通帳の写し等をいう。次項において同じ。)
- (2) 就労証明書(第5号様式)

2 交付決定者は、補助対象期間中に産前産後休業、介護休業、育児休業又は勤務先の事業

者が認める休業制度により休職したときは、復職後最初の交付請求の際に、当該休職期間中の補助金額を合算して請求するものとする。その際には、当該休職期間中に交付決定者本人が奨学金を返済したことを客観的に確認できる書類を添付しなければならない。

(補助金額の確定及び支払)

第8条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付請求があったときは、その内容を審査し、当該年度分の補助金額を確定し、千代田区介護人材奨学金返済支援事業補助金確定通知書(第6号様式)により当該交付決定者に通知する。

2 区長は、前項の通知後、速やかに補助金の支払いを行う。

(交付決定者の責務)

第9条 交付決定者は、区内の介護施設等の介護サービスの質の向上のため自己研鑽に努めるとともに、労働契約期間(第3条第1号の労働契約の期間をいう。)の途中で退職しないよう及び当該労働契約期間後も区内の介護施設等に継続して業務従事するよう努めなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 第3条の補助対象者としての要件を満たさなくなったとき。

(3) 第7条第1項の期日を著しく超過して、補助金の交付請求を行ったとき。ただし、やむを得ない理由によるものと区長が認めた場合を除く。

(4) 補助金交付決定の内容(第6条第3項の規定により付した条件を含む。)又は法令若しくは千代田区補助金等交付規則(昭和48年千代田区規則第15号。以下「規則」という。)に基づく命令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、千代田区介護人材奨学金返済支援事業補助金交付決定取消通知書(第7号様式)により当該交付決定者に通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、千代田区介護人材奨学金返済支援事業補助金返還請求書(第8号様式)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第11条 前条第3項の規定により補助金の返還を命ぜられた交付決定者は、当該命令に係

る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 前条第 3 項の規定により補助金の返還を命ぜられた交付決定者は、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（変更の届出）

第 12 条 交付決定者は、第 6 条第 1 項の補助金交付申請の内容に変更が生じたときは、千代田区介護人材奨学金返済支援事業補助金申請内容変更届出書（第 9 号様式）を区長に届け出なければならない。

（規則との関係）

第 13 条 補助金の交付に関し必要な事項については、規則の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

別表1（第2条関係）

介護施設等
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護医療院
介護療養型医療施設
訪問介護を行う事業所
訪問入浴介護を行う事業所（介護予防を含む。）
訪問看護を行う事業所（介護予防を含む。）
訪問リハビリテーションを行う事業所（介護予防を含む。）
通所介護を行う事業所
通所リハビリテーションを行う事業所（介護予防を含む。）
短期入所生活介護を行う事業所（介護予防を含む。）
短期入所療養介護を行う事業所（介護予防を含む。）
特定施設入居者生活介護を行う事業所（介護予防を含む。）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所
夜間対応型訪問介護を行う事業所
認知症対応型通所介護を行う事業所（介護予防を含む。）
小規模多機能居宅介護を行う事業所（介護予防を含む。）
認知症対応型共同生活介護を行う事業所（介護予防を含む。）
地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業所
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業所
看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所
地域密着型通所介護を行う事業所
居宅介護支援を行う事業所
介護予防支援を行う事業所
予防訪問サービスを行う事業所
予防通所サービスを行う事業所
自立支援訪問サービスを行う事業所
生活機能向上デイサービスを行う事業所
地域包括支援センター等その他相談援助の便宜を供与する施設又は事業を行う事業所

別表2（第2条関係）

名称等
生活福祉資金貸付制度・教育支援資金（教育支援費・就学支度金）
東京都母子及び父子福祉資金（修学資金・就学支度資金）
東京都育英資金
日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種）
交通遺児育英会奨学金
あしなが奨学金
上記の貸付けに準ずると区長が認めたもの。